

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

				資料番号	17	担当課	医療対策課
法令名	言語聴覚士学校養成所 指定規則	根拠条項	7	不利益処 分の種類	養成所の指定の取消		
○言語聴覚士学校養成所指定規則 (指定の取消し) 第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは 長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消 すことができる。 (学校及び養成所の指定基準) 第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者 (法第三十三 条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合におい て、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含 む。) 又は言語聴覚士法施行規則 (平成十年厚生省令第七十四号。以下「規則」という。) 第十三条各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、三年以上であること。 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。 四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人 (一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加え た数) 以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者 (以 下「医師等」という。) である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の 数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては三人 (一学年に二学級以上を有 する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつ ては四人 (一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに 二を加えた数) とすることができる。 五 専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以 上業として行った言語聴覚士 (以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。) であ ること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は 養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができ る。 六 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。 八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。							

- 九 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。
- 十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十一 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- 十二 専任の事務職員を有すること。
- 十三 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 2 法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあっては、五年）以上修業し、かつ、法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、一年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。
- 四 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。
- 五 専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。
- 六 前項第六号から第十三号までに該当するものであること。
- 3 法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあっては、四年）以上修業し、かつ、法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。
- 四 専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人とすることができる。
- 五 第一項第六号から第十三号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

- 4 法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令に基づく大学を卒業した者又は規則第十七条で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 第一項第六号から第十三号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

（報告の徴収及び指示）

第六条 （略）

- 2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。